





総括

(予算発表前)

モディ政権3回目の予算(任期5年) 2015年度の出来事

- ▶ ネガティブ(ー)
 - ▶ GDPターゲット未達(当初目標 8.4%)
 - 輸出の減少(2015年12月時点で13カ 月連続の減少)
 - 銀行の不良債権上昇
- **▶ ポジティブ(+)**
 - 原油価格の下落
 - 堅調なFDI(2015年4-9月にて前年比 13%増)
 - ▶ 改革への各種施策
 - メイクインインディア
 - ▶ 税制改正 etc

(予算発表後) サプライズの少ない予算 市場の反応はポジティブ

- 株価 予算発表の翌日はSENSEXは777ポイント UP上昇
- ▶ 為替 同様に翌日インドルピーは対USD にて0.5 ポイント上昇
- 今後に向けての課題
 - ► PFへの課税
 - 州選挙 2016年度は5つの州にて選挙の予定あり (アッサム、ウエストベンガル、タミナ ドゥ、ケララ、ポンディチェリー)
 - ▶ モンスーン(過去2年はBad)
 - 各種施策のさらなる推進

マクロ経済

- ▶ グローバル経済は乱気流
 - グローバルの成長率は2014年の3.4%から2015年は3.1%へ減速
- ▶ 世界一の速さで成長するインド
 - 2015年度GDP成長率7.6%、2016年度は7%~7.75%の見込みCf、2015年BRICs各国のGDP見通しブラジル▲3.7%、ロシア▲3.8%、中国6.9%
- ▶ 2015年の財政赤字は目標であったGDP比の 3.9%を達成
 - ▶ 2016年度においてはGDP比3.5%を目標
- ▶ 2016年度の消費者物価指数(CPI)は 4.5% ~5%を予想
 - インフレ懸念は原油価格の下落を背景に沈静
- 外貨準備高はUSD 3,515億と史上最高の水準に到達(2016年2月時点)

モディ政権の取り組み(主に税務面)

政策の目的	取り組み状況
法人税率の低 減	▶ 今後4年間で法人税率を30%から25%へ低減。各種インセンティブは廃止
法律の簡素化	▶所得税法の簡素化を行うべくEaswar委員会を設置 ▶新倒産法一倒産法を改訂を行うべく委員会を設置
法の明確化	▶ 通商産業における税制の明確化を行うべくAshok Lahiri 委員会を設置。 ▶ 間接譲渡やPOEMなどといった税制の解釈に対し更なる明確化に取り組む
対立しない税体制の確立	 ▶インドにPEを持つFIIs/FPIsと外国企業に対し最低代替税(MAT)を適用しないとするAPShah委員会の勧告を受け入れ ▶ボーダフォンの移転価格訴訟において敗訴するも、財務省はボンベイ高裁への控訴を行わない意向を決定 ▶間接譲渡に関し2012年の遡及改訂に起因する新規の訴訟案件を調査する委員会を設置一遡及改訂による新たな課税は発生しない ▶一般租税回避規定(GAAR)が2017年まで延期 ▶対立しない税体制の確立に向けて内部通達

モディ政権の取り組み(主に税務面)

政策の目的	取り組み状況
投資の促進	▶ REITsやオフショアファンドに対するより効果的な税制
税務紛争解決メカニズムの改善	 ▶ 当局により申立てを行う場合の金額制限の改訂に関する通達 ▶ アドバンスルーリング(AAR)に関し税務当局に対して新たなガイドラインを発行 ▶ 管轄当局は指定期間内に報告書をAARに提出 ▶ 避けられない場合のみ延長 ▶ AARの適用対象が居住納税者にまで拡大、審判団増員の発表 ▶ APAにて4年間のロールバックを導入 ▶ 署名されたAPAは41件、うち38件はユニラテラル、3件がバイラテラル

歳出・補助金

BE = 当初見通し RE=修正見通し

単位: 百万ルピー

歳出	2015-16 (BE)	2015-16 (RE)	2016-17 (BE)	FY15RE に対 する FY16BE(%)
非計画	13,122,000	13,081,940	14,280,500	9.16
計画	4,652,770	4,771,970	5500100	15.26
合計歳出	17,774,770	17,853,910	19,780,600	10.79
主要補助金	2,273,880	2,418,570	2,317,820	(4.17)
肥料	729,690	724,380	700,000	(3.37)
食料	1,244,190	1,394,190	1,348,350	(3.29)
石油	300,000	300,000	269,470	(10.18)

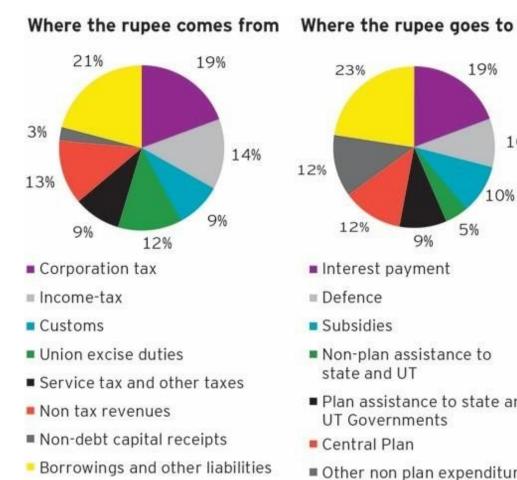
歳出は19.8兆ルピー(約32兆円)。約12%が補助金として活用

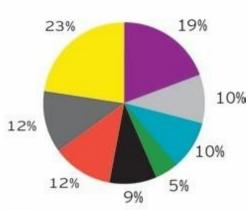
歳入

BE = 当初見通し RE=修正見通し 単位:百万ルピー

	2015-16 (RE)	2016-17 (BE)	前年度比%
グロス税収	14,596,110	16,308,880	11.73
ネット税収	9,475,080	10,541,010	11.25
税収以外の歳入	2,585,760	3,229,210	24.88
合計歳入	12,060,840	13,770,220	14.17
法人税	4,529,700	4,939,240	9.04
所得税	2,990,510	3,531,740	18.10
関税	2,095,000	2,300,000	9.79
物品税	2,841,420	3,186,700	12.15
サービス税	2,100,000	2,310,000	10.00
Tax on Union Territories	39,480	41,210	4.39

インド歳入、歳出まとめ





- Interest payment
- Defence
- Subsidies
- Non-plan assistance to state and UT
- Plan assistance to state and UT Governments
- Central Plan
- Other non plan expenditure
- States' share of taxes. and duties

インド

- 予算規模19.8兆ルピー (約32兆円)
- 歳入(rupee comes from)
- 税収63%、借入金21%、その他16%
- 税収のうち直接税33%、間接税30%
- 歳出(rupee goes to)
- 金利払19%、防衛費10%、補助金 10%
- 政策にて自由に使える部分は歳出の

約

60%

(参考) 日本

- 予算規模約100兆円
- 歳入
- 直接税30%弱、間接税他30%弱、公債 40%
- 歳出
- 公債の利払い24%、防衛費5%

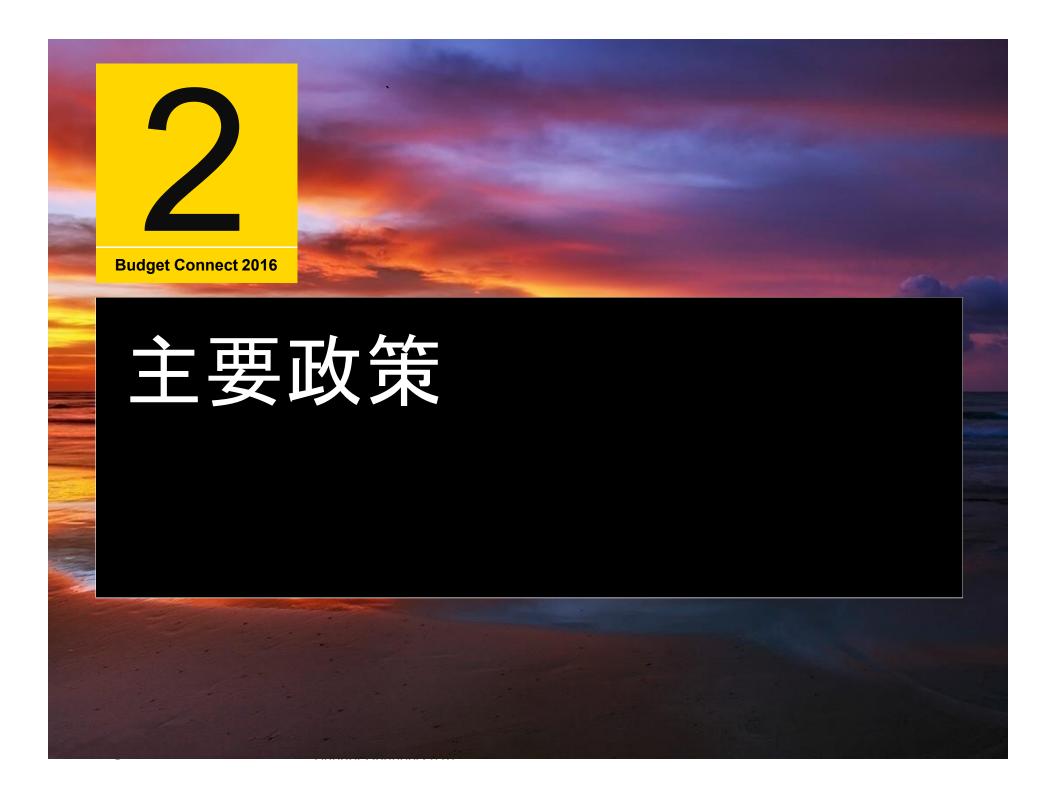
2016予算のみどころ:税務の視点から

(直接税)

- ▶ 複雑な税制の簡略化 (Eashwar委員会等の提言実現)
- ▶ 法人税率の低減に向けて
 - ▶ 30%から25%へ低減
 - 各種インセンティブの廃止
- ▶ メイクインインディア促進
- インセンティブ
- ▶ BEPS対応を含めた国際税務への 協調
- ▶ 訴訟の削減
- 一方で税収確保は重要な課題

(間接税)

- ▶ GSTの導入に向けて
- ▶ 税制の合理化
- メイクインインディア促進
- インセンティブ
- 複雑な税制の簡略化
- ▶ 訴訟の削減
- 一方で税収確保は重要な課題



注力分野として財務大臣は9つの柱を提示

農業 及び 農村

- ▶ NABARD*内に長期灌漑用基金の創設。当初の基金額は2000億ルピー
- ▶ 2018年3月1日まで農村を100%電化
- ▶ 今後3年以内にさらに6百万世帯をカバーするインド農村部に向けて の識字率向上をミッションとするデジタルスキームを確立

社会セクター/ ヘルスケア

- ▶ 貧困家庭の女性名義にてLPガス接続を推進するミッションに2000億 ルピーを供出
- ► インド人口の1/3を保護すべく入院費用に対する健康保険スキームを 立上げ

^{*} NABARD = National Bank for Agriculture and Rural Development

インフラ開発と 投資

- ▶ 保険、年金、ARC及び証券取引に関するFDIポリシーの再編
- ▶ 政府系企業への政府投資を管理する新政策の承認(民営化及び戦略的売却も含む)

教育/雇用創出

- ▶ 10の公立および10の民間の教育機関を世界レベルの教育および研究 機関にすべく開発
- 新しい従業員の採用に際して当初3年間は従業員年金スキームのうち 8.33%を政府が負担

金融セクターの再建

- ▶ 国営銀行への資本注入に向けて2500億ルピーの割り当て
- 金融会社の清算に関する法律の導入
- ▶ 倒産法の施行
- 財務データ管理センターの創設
- ▶ RBIの市場参加による政府証券の小売市場でのトレード活性化
- ▶ 新コモディティデリバティブ承認のSEBIによる開発
- ▶ 社債市場を深化させる方策 : 非上場社債に対してFPIの投資バスケットの拡大、社債におけるレポ市場の電子プラットフォームの枠組み作り
- 政府が保有する損害保険会社の上場
- ► SARFAESI法の修正を通じて、スポンサーによるARC100%株式の保有 および非機関投資家によるARC証券への投資

メイクインインディア/インドでのビジネス活動の緩和

- ▶ 関税と物品税の税率見直しによるコスト低減と国内産業の競争力の向上
- ▶ "Ek Bharat Shreshtha Bharat" プログラムの立ち上げによる州と地域の交流促進

EY



税率

▶ 個人所得税

- ▶ 基本税率に変更なし
- 年間所得が1千万ルピーを超える個人、ヒンドゥー非分割家族(HUF)、Association of Persons(AOP)等についてはサーチャージが12%から15%へ上昇
- 教育目的税については現状の税率を据え置き
- ▶ 個人向けの最高税率(年収10百万ルピー超)は34.608%から35.535% へ 若干上昇

▶ 法人税

- ▶ 基本税率に変更なし
- ▶ 但、以下については優遇税率が適用
 - 新規設立の製造会社
 - ▶ 法人税率25%(+サーチャージ&教育目的税)
 - 会社の設立登記が2016年3月1日以降で製造業に従事する内国法人
 - ▶ 優遇税制の適用を受けない
 - 小規模会社
 - ▶ 法人税率29%
 - ▶ FY14-15における年間売上高が5千万ルピーを超えない内国法人

個人所得税サマリー

年間所得(ルピー)	現状	提案	備考
0 - 250,000	0	0	
250,001 - 500,000	10.3	10.3	
500,001 - 1,000,000	20.6	20.6	
1,000,001 - 10,000,000	30.9	30.9	
10,000,001 -	34.608	<i>35.535</i>	サーチャージが12か ら15に増加

直接税サマリー

項目		現状	提案	備考
法人税	内国法人		* <i>25.75</i>	年間所得が1千万ルピー未満
			** <i>29.87</i>	
		30.9	30.9	
			* <i>27.55</i>	年間所得が1千万ルピー以上1億ルピー未満
			** <i>31.96</i>	
		33.063	33.063	
		34.608	34.608	年間所得が1億ルピー以上
	外国法人	41.2	41.2	年間所得が1千万ルピー未満
		42.024	42.024	年間所得が1千万ルピー以上1億ルピー未満
		43.26	43.26	年間所得が1億ルピー以上
配当分配税(DDT)		20.358	20.358	
最低代替税(MAT)		19.055	19.055	年間利益が1千万ルピー未満
		20.389	20.389	年間利益が1千万ルピー以上1億ルピー未満
		21.342	21.342	年間利益が1億ルピー以上
株式買戻税(BBT)		23.072	23.072	

^{* 2016}年3月1日以降新規設立した内国製造企業は25%、但し他の優遇税制を受けられない

^{**}FY14-15において売上高又は総収入が5千万ルピーを超えない内国法人は29%

個人に影響を与える提案

► 雇用主によるPF拠出金への課税

従業員積立基金 (PF) への雇用主の拠出による非課税扱いを150千ルピーに制限。従って150千ルピーを超える拠出部分は課税対象となる

▶ 年金引き出し時の課税

従業員積立基金(PF)、退職年金基金(SAF)および国民年金制度(NPS)からの引出額のうち40%を超える部分に対しては課税対象となる(課税対象は2016年4月1日以降の拠出部分)

▶ その他

- ▶ 従業員積立金(PF)及び年金基金(SAF)から国民年金(NPS)への移動は免税
- ▶ 退職年金基金の拠出に対する税額控除を100千ルピーから150千ルピーへ 増額
- ▶ 従業員積立金(PF)の期限前払戻しに対する源泉徴収を免除とする閾値は、30千ルピーから50千ルピーへ増加。2016年6月1日より有効
- ▶ 家賃に関する税額控除の限度額が、24千ルピーから60千ルピーへ増加

特許収入に対する優遇税制の導入

- インドの居住者が開発した特許又はインドに登録されている特許に係るロイヤルティ収入に対してロイヤルティ総額に10%を課税(プラスサーチャージと教育目的税)
- ▶ 優遇税率は特許を用いて製造した製品の売上やキャピタルゲインに対しては適用されない
- ▶ 優遇税率の適用条件はインド特許法にて真実かつ最初の発明者である こと
- ▶ ロイヤリティ収入に対してMATの適用はなく及び関連費用の控除は認められない

雇用創出に関する優遇税制の適用拡大

- 新規雇用の従業員に支払われる賃金のうち30%を追加控除できる優遇税制については従来製造業に限定されていたが、今後全てのセクターに対して適用を拡大
- 発生した従業員の費用に対して可能な控除額は月額総報酬額25千ル ピーまで
- 控除の適用条件は以下の通り見直される
 - ▶ 最小の雇用日数は360日から240日へ減少
 - 毎年10%の従業員増加の要件を撤廃
 - 新規従業員数が最低50名以上という要件を撤廃
- 発生した従業員の費用がのうち以下は含まれない
 - ▶ 従業員年金制度(EPS)の全体の拠出が政府によって支払われている場合
 - ▶ 従業員が従業員積立基金 (PF)に参加しない場合

スタートアップに対する優遇税制

- ▶ 適用対象となるのは、革新、開発および知的財産や技術による新しい製品、プロセス、サービスの商品化を行うスタートアップビジネス。また、年間売上高が2億5千万ルピーを超えないことも条件となる。
- ▶ 設立後5年のうち3年について利益の100%が控除可能
- ▶ 資産の売却から生じる長期キャピタルゲインと、通知されたスタートアップファンドへの投資の最大投資額5百万ルピーを免税
- 居住用不動産の売却から生じる長期キャピタルゲインは免税。これは利用するためには少なくとも対象となるスタートアップファンドの株式の50%拠出が必要

EY

国際金融サービスセンター (IFSC)に対する追加の優遇税制

- ▶ DDTの免除
- ▶ MATレートを9% へ減少
- ▶ IFSC内に所在する証券取引所で行われる外貨建て取引において有価証券取引税(STT) およびコモディティ取引税(CTT)は免除される。免除は2016年6月1日より有効となる。
- ► たとえ証券取引税(STT)の対象とならない取引でも、IFSC内に所在する証券取引所で行われる、外貨建て取引にて生じた長期キャピタルゲイン税は免除される



国際経済・税務への対応に伴う提案

デジタル経済への取り組みの一環としてEqualisation levy の導入(別途、官報にて通知のうえ発効予定)

- ▶ 非居住者であるサービス提供者によるインドの居住者又はインドに恒久的施設(PE)を有する非居住者への特定のサービス提供については受取額の6%がEqualisation levyとして課税される
- ▶ 特定のサービスとは、オンライン広告、デジタル広告スペース又はその他設備の提供、オンライン広告を目的としたサービス及びその他指定されたサービスが含まれる
- ► Equalisation levy は非居住者のサービス提供者への支払額から支払者が 控除を行う。但、対象となるサービスの対価が100千ルピー未満の場合 は対象外となる
- ▶ 費用はLevyを負担する支払者側のみ控除が可能
- 取引の報告義務は支払者側にあり。方法は別途規定される。

国際経済・税務への対応に伴う提案

OECDにおけるBEPS 行動計画 13に伴う国別報告書(CbCR)の導入

- ► CbCRの申告は親会社又はインドの居住者である代替報告者によって 期日内になされる
 - ▶ 詳細は、売上高、税引前損益、法人税納税額、世界に存在するグループの企業別従業員数が含まれる
- ▶ 多国籍企業(MNC)のインド法人は、代替報告主体である場合のみ 提出義務あり。そうでない場合、税務上の居住地と供に親会社又は代 替報告企業の詳細を提出する
- ▶ CbCR書類の申告はインド居住企業に要求される場合がある
 - インドと外国親会社国との間で情報交換協定が存在しない場合
 - 報告の提供を海外法人が履行しない場合
- ► CbCRルールの適用は連結売上高7億5千万ユーロとなる (各年度末の為替換算レートを適用)
- マスターファイル作成のためのルールは別途通知される

国際経済・税務への対応に伴う提案

OECDにおけるBEPS 行動計画 13に伴う国別報告書(CbCR)の導入

▶ 国別報告書(CbCR)を提供しなかった場合のペナルティ

ペナルティの種類	ペナルティ
所定の期日までにマスターファイルを提出できな かった場合	500千ルピー
CbCRにおいて誤った情報を提供した場合 (一定の条件のもと)	500千ルピー
報告すべき企業によってCbCRが提出されなかった 場合	
a) 1ヶ月以内	5千ルピー/日
b) 1ヶ月超	1万5千ルピー/日
CbCRに関連する質問に対し1ヶ月以内に 回答できない場合	5千ルピー/日

電力セクターのための割増償却の適用拡大

20%の割増償却が送電事業者にまで拡大

手ごろな価格の住宅プロジェクトのデベロッパーに対する税制優遇

- ▶ 利益の100%控除を認める
 - ▶ 2019年3月31日までに所管官庁によって承認されたプロジェクトが対象
 - プロジェクトが承認日から3年以内に完了
 - ▶ 4つのメトロ都市から25キロ以内のプロジェクトの場合、プロジェクトの区 画は1,000平方メートル以上、住宅のサイズは30平方メートル以内
 - 他のプロジェクトの場合は、プロジェクトの区画は2,000平方メートル以上、 住宅のサイズは60平方メートル以内
 - 家族ごとに1つの住宅ユニットが割当てられる

住宅ローンの支払利息に対する上限50千ルピーまでの追加控除を認める

- ▶ 対象となる家屋の価値が5百万ルピー未満であること
- ▶ ローンの金額が3.5百万ルピーを超えないこと
- ▶ 2016年4月1日から2017年3月31日の間に承認されたローンであること
- 納税者は他の居住住居を有していないこと

投資控除の範囲の合理化

- ▶ 現在投資控除は取得および据付が同一年度に完了した場合にのみ適用 が可能
- これに対して、取得が過年度であった場合でも、据付が2017年3月31日までに完了した場合には投資控除が適用可能になることが提案されている。この場合、控除は据付完了の年度に行われる。
 - ▶ 上記改定はFY2015-16およびFY2016-17について適用

実質的管理地主義(Place of Effective Management: POEM)概念に基づく居住者テストは1年繰り延べられ、2016年4月1日から適用

過去インドで税務調査を受けていない外国企業に対して、所得計算、 未吸収減価償却(Unabsorbed depreciation)の取り扱い、損失の相殺等 に関連する論点をカバーする移行メカニズムが提供される

非居住者のPAN規定の見直し

> 206AA条では納税者番号(Permanent Account Number: PAN)を有していない非居住者に対してより高率の源泉税率の適用を規定している。今後は、非居住者が一定の条件を満たす場合にはより高率の源泉税率が適用されないこととする(一定の条件は別途規定される)

税法9条A項に基づくオフショア・ファンドに関する税制適用の要件見直し

- インドが租税条約又は税務情報交換契約を締結している国の居住者であるファンドに加えて、中央政府が指定した国で登録または設立されたファンドも上述の制度が適用可能
- ▶ 当該ファンドがビジネスに対する支配・管理を行っていない、または、 ビジネスを行っていないことという条件は、インド内でのビジネスの みに適用され、インドからの活動には適用されない
- その他の条件に対して産業界から提起されているさまざまな懸念に対しては未対処



非居住者投資家の代替投資ファンド(Alternative Investment Fund: AIF) への投資に対する源泉税の合理化

- ▶ 現在、カテゴリーIおよびIIのAIFに投資している居住者および非居住者投資家に対しては10%の源泉税率が適用されている。今後は、カテゴリーIおよびIIのAIFは非居住者投資家に対して行われる配当金/分配金に関する源泉税率を決定するにあたり租税条約を考慮する必要がある
- ▶ 非居住者投資家は税務当局からゼロもしくは軽減税率での源泉証明書 を入手することが可能になる
- ▶ 2016年6月1日から適用

銀行と同様、ノンバンク(Non-Banking Financial Company: NBFC)も貸倒引当金に関して所得の5%を限度として損金算入が可能となる

SPVがビジネス・トラストに対して行う配当に対しては配当分配税 (Dividend Distribution Tax: DDT)が免除

- ► ビジネス・トラストが100%の株式を有するSPVから受け取る配当に対してはDDTが免税に。ただし、政府または政府ボディーが強制的に保有することが求められる株式、および、政府または政府ボディーのその指示に基づき、他の企業が強制的に保有することが求められる株式は除く
- ▶ DDTの免税は、ビジネス・トラストが上述の株式を取得した日以降、 当期の所得から支払われた配当に関してのみ適用
- ▶ 2016年6月1日以降分配される配当に対して適用



外国企業に対する最低代替税(MAT)の適用

- ▶ 以下のいずれかに該当する外国企業にはMATは適用されない
 - ▶ 外国企業が、インドと租税条約を締結している国の居住者であり、かつ インドにPEを有していない
 - 外国企業が、インドと租税条約を締結していない国の居住者であり、かつ、インドにおいて外国企業は企業に対して適用されるいかなる法律に関して登録が要求されていない
- ▶ 改定はFY2000-01まで遡及して適用される

被合併会社/存続会社の株式の受領した場合、以下のすべてを満たす場合、受領した株主においては、「他の源泉からの所得」として課税されることはない

- ▶ 受領した株主が、個人/ヒンドゥー非分割家族(HUF)であること
- ▶ 当該合併/分割が税務上中立であること

資産再建会社(ARC)の信託を含む証券化トラスト(Securitisation Trust: ST)に対する完全なパススルー

- ▶ 2016年6月1日より、STからの分配に対するDDTは廃止され、投資家 の段階でその所得に課税される
- ► STは、投資者が個人又はHUFである居住者の場合には支払配当の 25%を、他の居住者の場合には30%を源泉徴収する。非居住者の場合 には、所得税法もしくは租税条約に基づく率のいずれかのうち、納税 者に有利な率で源泉徴収する
- ▶ 投資家は税務当局からゼロもしくは軽減税率での源泉証明書を入手することが可能になる場合もあり

投資信託の「スキーム」内での「制度」の結合に対するキャピタルゲインの免除

▶ 投資信託スキーム内で結合されるユニットの対価であるユニットの移 管は、キャピタルゲイン算定上課税対象の移転とはみなされない

納税者に配慮した提案:税務裁判関連

タイムリーな還付

- 税務裁判の判決の結果生じた納税者に対する還付金に関し、判決日から3ヶ月以内に還付が行われない場合、その3ヶ月を超えたときから還付が行われる期日までの期間は年率3%の追加金利が付加される
- ▶ 2016年6月1日から適用

DRPオーダーに対する控訴

► DRPのオーダーに対して、税務当局側からの控訴は行われない。 2016年6月1日から適用

納税者に配慮した提案:税務裁判関連

ペナルティーおよび訴追の免除

- 納税者は、アセスメント・オーダー/再調査オーダーに基づく税金および金利を支払う場合、ペナルティーの免除を求める申請を行うことができる
- ► 条件を満たした場合、税務調査官(AO)はペナルティーの免除を付与する。税務調査官による受け入れまたは拒否が最終結果として扱われる
- 免除を付与する条件として、事実の隠蔽による虚偽表示、移転価格規定に定めのある国際取引/みなし国際取引の報告誤りといった特定のケースは除かれる

資産の差し押さえ

▶ 2016年6月1日以降、納税者が指定銀行からの銀行保証を提供している場合には、税務調査官(AO)は資産の差し押さえを取り消す

インセンティブの廃止 (利益に連動した控除/追加的な控除)

条文番号	内容	提案されている控除
10AA	製造・生産・サービスの提供に従事す る特別経済地域(SEZ)ユニット	事業の開始が2020年4月1 日以降である場合には控 除なし
35AC	社会開発プロジェクトまたはスキーム に対する支出	2017年4月1日から控除なし
35CCD	会社が実施する一定のスキル開発プロ ジェクトに対する支出	2020年4月1日から100%
80-IA	インフラ施設の開発・運営・保守	対象の活動が2017年4月1
80-IAB	SEZの開発	日以降に開始する場合に
80-IB(9)	鉱油および天然ガスの生産	は控除なし

インセンティブの廃止 (利益に連動した控除/追加的な控除)

条文番号	内容	提案されてい る控除
35(1)(ii)	認定を受けた科学研究機関/大学/その他の機 関に対して支払った額	2020年3月31日
35(2AA)	認定を受けた科学研究プログラムのために、国 立研究所/大学/インドエ科大学/特定の個人 に対して支払った額	までは150%、 それ以降は 100%
35(2AB)	認定を受けた、社内研究開発機関に対する支出	
35(1)(iia)	認定を受けた科学研究会社に対する寄付	
35(1)(iii)	社会科学における調査または統計調査のために、 認定を受けた調査機関/大学/その他の機関に 対して行った寄付	2017年4月1日 から100%

インセンティブの廃止 (利益に連動した控除/追加的な控除)

条文番号	内容	提案されてい る控除
35AD	コールドチェーン、農業生産物保管倉庫設備、 手ごろな家屋プロジェクト、肥料の生産および 病院に関して発生した資本的支出	2017年4月1日 から100%
35CCC	通知された農業拡大プロジェクト	10070 C-13

2017年4月1日より、減価償却の最高償却率は40%に制限されることが 提案

▶ 新しい償却率は関連するブロックの(新旧)すべての資産に適用されることが提案

税務紛争の早期解決・軽減に向けての提案

所得税の紛争解決スキーム

(Direct Tax Resolution Scheme 2016)

- ▶ 2016年2月29日時点において、所得税コミッショナー(CITA)にて更正通知(アセスメントオーダー)または罰金通知(ペナルティオーダー)の審議がペンディングである案件のみが適用対象となる。
- ▶ 当該スキームを活用する納税者は、更正額および金利(アセスメント オーダー発効日までの期間)の納付を行う
- ▶ 更正額が100万ルピーを超える場合は、さらに25%の最低ペナルティの 支払が必要となる
- ▶ 罰金通知(ペナルティオーダー)に対して審議がペンディングの場合、 更正額と金利に加えてペナルティに対して25%の最低ペナルティの支 払が必要となる
- スキーム活用の結果、異議申し立ては撤回され、納税者は異議申し立て の権利を放棄することとなる一方、納税者は今後訴追やさらなるペナル ティから免除される。

税務紛争の早期解決・軽減に向けての提案

所得税の紛争解決スキーム

(Direct Tax Resolution Scheme 2016)

- ▶ 当該スキームは遡及修正にて更正がなされたケースにも活用できる。 所得税コミッショナー(CITA)、税務高等裁判所(ITAT)、高裁、最 高裁、その他調停機関にて審議がペンディングであることが条件とな る
 - このケースにおいては申請者は更正額の納付を行えばよい(ペナルティおよび金利の支払は不要)
- 当スキームを利用できないケース
 - 2016年2月29日以前に訴追(Prosecution)が行われたケース
 - 税金滞納に対して立ち入り調査や聴取が行われたケース
 - 租税条約により受領した情報によりスキーム申請が税金滞納に関連する と 判明したケース
 - ▶ 未開示の海外所得および資産が存在するケース
 - ▶ 特定の法律が適用される者

税務紛争の早期解決・軽減に向けての提案

2016年所得申告スキーム(Income Declaration Scheme 2016)

- FY2015-16までの未開示所得に関する1回のみの恩赦スキーム
- ▶ 当該スキームを活用する場合、納税者は未開示所得に対して税率 30%が適用されることに加えて納税額に対して25%のサーチャージ および25%のペナルティを賦課(未開示所得に対し合計45%の課税と なる)
- ▶ 当該スキームを活用する場合、富裕税は免除される。かつ所得税法および匿名取引禁止法に基づく訴追が免除される。
- 調査通知が発行されたケース、諸外国との協定による情報入手の場合、 ブラックマネー法やインド刑法において要求が規定されているケース においては当該スキームの活用はできない

その他提案

株式買戻し税(Buyback Tax=BBT)の適用範囲拡大

- ▶ いかなる法律によって管轄される会社も自社株買いを実行した場合 BBTの適用対象となる
 - 従ってBBT適用は1956年会社法77A条に基づく自社株買いのみに限定されない
- ▶ BBTの税額計算の方法は別途規定される
- 改正案は2016年6月1日以降に行われる自社株買取引に対して適用される

その他提案

受取り配当への課税

- ▶ 個人、ヒンドゥ非分割家族 (HUF)、ファームがインド国内会社から受領した配当収入のうち100万ルピーを超える部分に対して10%の課税
 - ▶ 会社による配当分配税 (DDT) の負担に加えての課税
 - ▶ いかなる損失との相殺も不可
 - ▶ いかなる経費支出控除も不可

税務中立でのLLPへの転換 非公開会社または非上場会社が税務中立に てLLPに転換する場合は以下の 条件を満たす必要がある

▶ LLP転換の直前3会計期間において会社の総資産価額が5千万ルピーを超えない こと

その他提案

キャピタルゲインに対する軽減税率の適用条件の明確化

- ▶ 非居住者が非公開会社の株式譲渡を行う場合に、キャピタルゲイン軽減税率10%(サーチャージおよび教育目的税は除く)が適用される
- ▶ 2016年4月1日以降の株式譲渡から適用

証券取引税(STT)の税率引上げ

- 権利行使されていない場合におけるオプションの譲渡による証券取引 税は、オプションプレミアム価格の0.017%から0.05%に引上げ
- ▶ 2016年6月1日以降に権利喪失するオプションに適用



税務調査のペーパーレス化に向けた法的整備

- 税務当局によって発行される通知および関連文書の要求は電子フォームで行われる
- ▶ 「ヒアリング」の定義に電子形態によるデータや文書の伝達が含まれるよう提案

税務調査時の納税者の出頭義務の制限

- ▶ 納税者がヒアリングを受けることを望む場合
- ▶ 特別な理由を記録するため、税務調査官が納税者からのヒアリングを 希望する場合

移転価格の調査および通常の税務調査の期限を3ヶ月前倒し



遅延申告期限および修正申告期限の改正

申告の種類	現行規定	改正案
遅延申告	会計年度末あるいは税務調査 終了時のどちらか早い方から 2年以内	会計年度末あるいは税務調 査終了時のどちらか早い方 から1年以内
修正申告	遅延申告に対する修正申告は 不可	遅延申告に対する修正申告 が可能

自己申告による税金および金利の未払いのみを理由として申告が不備 (Defective) であると判定されることはないとの提案



金利およびペナルティに関する免除期限

- 以下に対する免除申請の審査期限は12ヶ月と提案
 - 所得税法156条に基づく納税の不履行に対する金利
 - ▶ 所得税法271条に基づくペナルティ
 - 関連事項を解決した際におけるペナルティの免除

税務高等裁判所(ITAT)に関する規定の見直し

総課税所得が500万ルピー以下の案件は担当官1名による判決が可能 (従来は150万ルピー以下)

ペナルティ規定の合理化

- ペナルティは税務調査後・再調査後の所得が以下のケースに行われる
 - 申告した所得より多い場合または申告がなされていない
 - 欠損金の減少につながる
- ▶ 今後、以下の場合はペナルティに該当しない
 - ▶ 納税者が行った説明が税務当局が真実 (Bona fide)であると満足し、重要な事実が全て開示されている場合
 - ▶ 過少申告された所得が見積りによるものであるが、見積もった方法では 所

得を適正に決定できない場合

移転価格税制に基づく情報および文書を納税者が保管しており、国際取引について報告を行い、重要な事実を全て開示している場合

ペナルティ規定の合理化(続き)

ペナルティ限度を以下の通り改訂することが提案

違反項目	賦課される罰金
申告の誤り - 事実の誤表記または隠蔽 - 投資に関する未記帳 - 証憑に基づかない経費計上 - 虚偽の仕訳記帳 - 領収書に対する記帳の欠陥 - 国際取引やみなし国際取引に対する報告の欠陥	課税額の200%
過少申告	課税額の50%

Cf、従来のペナルティは100-300%



源泉所得税の合理化

源泉所得税規定の合理化に向け、免除限度額と税率について、以下の改 正案

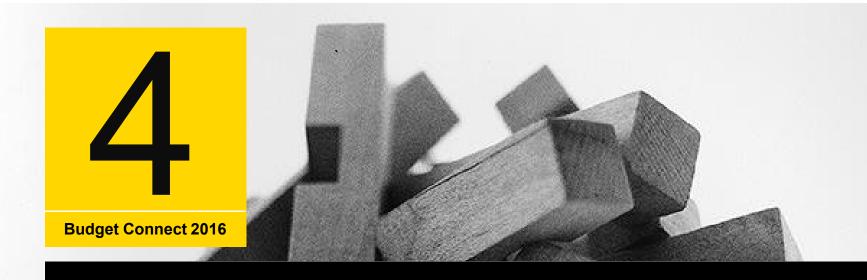
▶ 免除限度額の改正

条項	項目	現行 (Rs)	改正案 (Rs)
194C	コントラクターへの支払	75,000 (年合計額)	100,000 (年合計額)
194D	保険の手数料	20,000	15,000
194H	委託・仲介の手数料	5,000	15,000

ト 税率の改正

条項	項目	現行税率	改正税率
194D	保険の手数料	10%	5%
194H	委託・仲介の手数料	10%	5%

▶ 以上の改正は2016年6月1日から適用



間接税の提案

間接税の提案:3つの柱

ト税制の合理化

▶ 訴訟の削減

▶ メイク・イン・インディア促進

- 一般的な基本税率(BCD)は10で据置き
- ▶ 相殺関税(CVD)及び特別追加関税(SAD)も据置き

「メイクインインディア」に弾みをつけるため、次の品目に対する関税率を引き下げへ

- ▶ 情報技術ハードウェア
 - 充電器/アダプター、電池及び有線ヘッドホン、携帯電話のスピーカー製造のための投入財、パーツ、部品、副部品
 - コンデンサグレードのプラスチックフィルム製造のためのポリプロピレン顆粒/樹脂
- ▶ 繊維 特定のファイバー及び繊維糸
- 鉱物燃料及び鉱油
 - ► 石炭、褐炭、泥炭
 - ▶ 石炭ガス、発生炉ガス及び類似のガス(石油ガス除く)

「メイクインインディア」に弾みをつけるため、次の品目に対する関税率を引き下げへ(続き)

- ▶ 化学及び石油化学
 - ▶ 全ての非環式炭化水素及び環状炭化水素(パラ・キシレン及びスチレン以外)
 - 変性エチルアルコール(エタノール)

航空機の保守、修理、診断(MRO)及び船舶修繕

- ▶ メンテナンス目的でMROが輸入した工具やツールキットは、民間航空総局の証明書の提出を条件に、基本関税(BCD)、相殺関税(CVD)、特別追加関税(SAD)の免除
- ▶ 航空機の保守、修理、診断のための非課税パーツの利用について、1年間の制限を取消し
- ▶ 実際のユーザーであることを条件に基本関税(BCD)、相殺関税(CVD)、 特別追加関税(SAD)免除を受けるための手続きを簡素化

EY

輸入関税の計算例(製造業の場合) (2015年度から変更なし)

- ▶ 実効税率は29.44
- ▶ 製造業の場合、CVD/SADについては受取物品税と相殺可能 (Cenvatable)

	税率	2016年月	度
①輸入価額(CIF価格+荷揚費用)			100.00
②基本関税 Basic Cutoms Duty (BCD)	10	①×税率	10.00
③ 小計		1)+2	110.00
④相殺関税 Counter Vailling Duty (CVD)*	12.5	③×税率	13.75
⑤教育税 Education Cess	3	(②+④)×税率	0.71
⑥ 小計		3+4+5	124.46
⑦特別追加関税 Special Additional Duty(SAD)*	4	⑥×税率	4.98
合計			129.44
関税合計		2+4+5+7	29.44
* CENVATABLE(相殺可能)		4+7	18.73

免除取消し

- ▶ 道路建設に必要な特定の機械に対する相殺関税(CVD)の免除取消し
- ▶ 充電器/アダプター、電池、有線ヘッドホン/携帯電話のスピーカーの基本 関税(BCD)、相殺関税(CVD)、特別追加関税(SAD)の免除取消し
- ▶ パソコン(ラップトップやデスクトップ)や携帯電話/タブレットコンピュータ製造のための実装済みプリント基板の特別追加関税(SAD)免除取消し

関税の免除/譲許税率

- ▶ 炭化水素の探査及び産出に必要な特定の物品輸入にはBCDとCVDともに 免除
- ハイブリッド電動車のエンジンにはBCD免除、CVD6
- ▶ 冷凍コンテナーにはBCDを10から5へ引下げ
- ▶ 事前冷却ユニット、包装作業場、仕分及び格付ライン、熟成室からなるコールドチェーンにはBCDを10 to 5へ引下げ
- ▶ 特定の透析機器には関税の免除

電動車及びハイブリッド車の特定部品への基本関税免除及びCVD6を請求できる期間を延長へ

輸出税の変更

鉄鉱石粉/塊(Fe 含有量が58未満)、クロム鉱及び選鉱は免除、ボーキ サイト(天然)は20から15へ引下げ

税関(課税対象物品の製造のため譲許税率で物品輸入)規則のもと、許認可ベースの関税免除から自己申告ベースの関税免除へ(2016年4月1日から)

実績のある特定の輸出入業者に関税支払いの延期を認める方向へ

手荷物の税関規則を簡素化へ

▶ 課税対象/禁止貨物を運搬する旅客のみ、申告書を届け出

事前認可及び免税輸入許可スキームで輸入する場合、セーフガード税を免除できるよう、遡及改正

通関完了まで関税を納付せずに倉庫に保管している貨物の差入れ銀行保証の金額を、輸入関税の3倍に増加へ

「メイク・イン・インディア」に弾みをつけるため、次の品目に対する物品税率を引き下げへ

- ▶ 情報技術ハードウェア
 - 充電器/アダプター、電池及び有線ヘッドホン、携帯電話のスピーカー製造のための投入財、パーツ、部品、副部品
 - インターネットやTVにセットトップボックスを接続するためのルーター、広帯域モデム、セットトップボックス製造のためのパーツ、部品、副部品
- ▶ 再生可能エネルギー
 - 風力発電のためのロータブレードやロータブレードの中間体、部品、副部品の 製造に使われる炭素引抜
 - ▶ 太陽光



「メイク・イン・インディア」に弾みをつけるため、次の品目に対する物品税率を引き下げへ(続き)

- ▶ 航空機の保守、修理、診断(MRO)
 - ▶ 保守、修理、診断のため、MROが購入する工具やツールキット
- ▶ 機械
 - 渦巻きポンプ製造のため必要な電動モータ、シャフト、軸スリーブ、容器、インペラ、ワッシャー
- ▶ 食品加工
 - ▶ 冷凍コンテナー
- ▶ 化学肥料
 - ▶ 1985年肥料規制オーダーのスケジュール1 Part(A) No 1(f)に記載され、1985年肥料規制オーダーのもと登記されている製造業者により製造されている微量栄養素

物品税規則のもと、許認可ベースの物品税免除から自己申告ベースの物品税免除へ(2016年4月1日から)

自動車にインフラ税(物品税)を課税へ - 車体の全長やエンジン排気量により、ゼロから4

▶ 現金で支払い

既製服や宝石(特定の宝石を除く)に物品税を課税へ

- ► それぞれ2(クレジットなし)と1(クレジットなし)、あるいは
- 両方とも12.5(クレジットあり)



石炭、褐炭及び泥炭へのクリーンエネルギー税(クリーン環境税に名称変更)がトン当り200ルピーから400ルピーへ引上げ

国内で産出された原油への石油産業開発税(OIDC)が、1万トン当り4,500ルピーから従価税20へ(法案成立日から)

これまで多くの種類の申告書を必要としていたが、削減(最大27の申告書を13へ)

サービス税

サービス税の実効税率は、14.5から15へ引き上げ

- ▶ 2016年6月1日から、0.5のKKC(Krishi Kalyan Cess)が全ての課税対象サービスに課税へ、CENVATクレジットの相殺は可
- ▶ SBC (Swachh Bharat Cess: クリーンインディア税) は引き続き、相殺控除不可

サービス税の課税対象となるサービス

- 委託貨物輸入のための海上輸送(2016年6月1日)
 - ▶ 二重課税となる可能性
 - ▶ 国内サービス提供者への影響を評価する必要
- 無線周波数スペクトラムの使用権割当やその後の譲渡(法案成立日から)
 - クレジットの相殺控除が遅れるとキャッシュフローにマイナスの影響
- ▶ 空調付き客車による乗客輸送(2016年6月1日)
- ► 宝くじ業者、州政府の販売代理店による特定のサービス(法案成立日から)

サービス税

投資信託代理人や業者によるサービスは先渡手数料として課税対象(2016 年4月1日)

単一掛金型年金保険へのサービス税が3.5から1.4へ引下げ(2016年4月1 日)

政府から受ける全てのサービスはリバースチャージで課税対象(2016年4月1日)

EPFO、NPS、SEBI、IRDA、BIRACが提供する特定のサービスはサービス 税免除

媒体に記録されるITソフトウェア(RSP)は、物品税や関税を支払っていれば、 サービス税免除

▶ カスタマイズされたソフトウェア(RSPは不要)には、媒体価額に物品税を、 残価にサービス税を課税へ

サービス税

減額スキームにおける変更(2016年4月1日)

- ▶ 物品の鉄道輸送
- ツアーオペレータ
- 建設

燃料コストはタクシーのレンタル価格に付加(2016年4月1日)

コンピュータ予約システム提供会社から航空旅行代理店が受けるインセンティブが課税対象であることが明確化

インド鉄道がCTO(Container Train Operator)に提供する運送サービスは貨物の鉄道輸送であることが明確化

規定の基準額以上のサービス税の納税者は、年次のサービス税申告書を11月30日までに提出(合計申告は3回になる)

CENVATクレジット(2016年4月1日施行)

不確実性を排除し、合理化へ

- ▶ 特定のワゴン、オフィス機器など、クレジット記載可能な対象品目が拡大
- ▶ 特定基準(1品1万ルピー以下)の資本財は、投入財として組替え、(規定の 条件を満たさなかった場合)リバーサルの対象に

製造業関連

- ▶ ISD (Input Service Distributor)のクレジットを外注製造業者 (Job Worker含む)へ配分することが認められるように
- ▶ 複数の工場を持つ製造業者は、共通の倉庫に保管された投入財のクレジットの譲渡、相殺が認められるように

還付請求申告の期限の不明確さを解決し、サービス輸出業者を救済へ

- ▶ 対価受領日から1年
- ▶ 前受金受領の場合、請求書発行日から1年

CENVATクレジット(2016年4月1日施行)

免税/非免税の物品を出荷する場合、クレジットリバーサルの方法を取り扱う 規則6の合理化

▶ 銀行業も一般規定の方法により、クレジットをリバースするオプションが付与される - 適格なクレジット総額に影響を与える可能性

他の変更

- ▶ サービス提供者が取引先に物品(投入財および資本財)を納品の際、サービス提供者が発行した請求書でクレジット相殺が認められるように
- ▶ 先入先出法でクレジット相殺を求めてきた規定が削除へ

全ての納税者は11月30日までに規定の年次申告が求められるようになる

訴訟関連の提案

2016年間接税紛争解決スキーム(2016年6月1日)

- ▶ 関税、物品税およびサービス税法に適用
- ▶ コミッショナー(上訴担当)で係争中の、税金/関税が500万ルピー以下の事案

係争事案を削減するため、CESTATに11の新法廷を設置

サービス税事案の起訴及び検挙(法案成立日より)

- ▶ サービス税の脱税について、起訴手続き決定の限度額を1千万ルピーから 2千万ルピーへ引上げ
- 税金を回収したが、納付していない金額が2千万を上回る場合にのみ、検 挙する権限を制限

物品税未納額が50万ルピー未満で、15年以上係争中である場合、行政指導 により起訴手続きは取下げ

訴訟関連の提案

(不正や事実の隠蔽等がない事案の場合)通知書の発行期限が延長(法案 成立日から)

- ▶ 関税/物品税 期間は12ヶ月から24ヶ月へ延長
- サービス税 期間は18ヶ月から30ヶ月へ延長

税金/関税納付遅延時の利息率が合理化(法案成立日から)

- ▶ 関税/物品税 18から15へ引下げ
- ▶ サービス税 -税金は回収したのに納税していない場合を除き、最大利子率が30から15へ引下げ。税金は回収したのに納税していない場合は 24



www.ey.com/budgetconnect2016

JBSインド主要メンバーのご紹介



アジット クリシュナン (Ajit Krishna)

パートナー

Tel: +91 124 671 4490

Email: ajit.krishnan@in.ey.com

- ▶ インド公認会計士
- → 税務・規制のパートナー
- ▶ 大手商社や自動車関連企業など多くの日系企業を担当
- ▶ 不動産・インフラ業界の投資・規制、進出戦略に専門性あり
- ▶ Location: グルガオン、インド



山口 哲男

エグゼクティブ・ディレクター

Tel+91 124 434 4640 Email:

- ▶ インド在住13年
- ▶ 日系および外資の事業会社での経理・財務及び海外 事業での実務経験
- ▶ 日系企業のインド進出をサポート
- ▶ Location: グルガオン・チェンナイ、インド



松田 博司

ディレクター

Tel: +91 99724 90715/124 404 4401 Email: hiroshi.matsuda@in.ey.com

- ▶ 日本公認会計士
- ▶ 主にアドバイザリー業務を中心に日系企業支援
- ▶ 事業会社、監査法人、コンサルティングファーム勤務を経て、中国4拠点に10年駐在、その後、インド南部駐在を経て、2014年に北部転勤
- ▶ Location: グルガオン、インド



本山 禎晃

マネージャー

Tel: +91 124 464 4319

Email: sadaaki.Motoyama@in.ey.com



中原 孝博

マネージャー

Tel: +91 80 6727 5510

Email: Nakahara.takahiro@in.ey.com



早坂 周子

マネージャー

Tel +91 22 6192 1542

Email: shuko.hayasaka@in.ey.com

- ▶ 日本公認会計士
- ▶ 日本では、海外に拠点を多く有する製造業を中心に 監査を担当
- ▶ IFRS/USGAAPやJ-SOXを含め、会計・監査の視点 から幅広く日系企業をサポート
- ▶ Location: グルガオン、インド

- ▶ 日本公認会計士
- ▶ 日本では自動車関連企業を中心に、アパレル産業、 IT関連企業及び製造業と幅広い業種の監査に従事
- ▶ クライアントの視点に立った日系企業のインド進出 をサポート
- ▶ Location: バンガロール、インド

- ▶ ムンバイ在住7年目、インド企業、日系企業で各2年の勤務経験を持つ。
- ▶ 言語・文化の面で橋渡し役となり、日系企業からの ニーズを正確に聞き出し、最適なサービスをコーディネイトすることを役目とする。
- ▶ Location: ムンバイ・プネ、インド



EYインド事務所

多くの主要日系企業にサービスを提供

- ▶ インド国内最大級の会計事務所として、12か所に事務所を設けています。
- ▶ Ernst & Young LLPは、アドバイザリーサービス、特に税務サービスでは当地におけるマーケットリーダーであり、 クライアントの絶大なご支持とご信頼をいただいております。
- ▶ EYインド事務所のメンバーファームであるS. R. Batliboi & Co. LLP は、当地有数の監査法人です。1914年の設立以降、地元企業はもちろん日系・米国系など多国籍系企業の絶大なご支持とご信頼を頂き、今日に至っています。



EYインドの人員		
	2014年12月現在	
都市名	人数	
Delhi	4,443	
Mumbai	3,965	
Bangalore	1,812	
Chennai	629	
Hyderabad	481	
Pune	444	
Calcutta	349	
Ahmedabad	168	
Chandigarh	47	
Cochin	46	
TOTAL	12,384	

EYについて - 主要なサービス

パフォーマンス向上: 外部監査 財務会計アドバイザリーサービス リスク 業務プロセス統制監査 ▶ 財務およびパフォーマンスマネジメント ▶ IFRSコンバージョン支援 ▶ 財務諸表、法定計算書類、 ▶ 統制およびプロセス改善 および年金基金の監査 ▶IPO業務支援 ▶ サプライチェーン ▶ デューディリジェンスの会計サポート ▶情報セキュリティ体制、統制およびガバナ | 顧客 ンス ▶ 会計プロセスおよび統制に関する支援 > 変更管理 ▶ 不動産アセットプランニングおよび最適化 ▶ ITアドバイザリー ▶ ITリスク 不正対策・係争サポート ▶ ITリスクマネジメント 外部監査 ▶ マーケティング、セールス、リサーチコンプライアンス評価およびレビュー ▶ アプリケーション統制およびセキュリティ パフォーマンス 財務会計 アドバイザリー ▶ eディスカバリー電子情報開示および書類保持 ▶情報管理および分析 ▶ 政府調査 サービス ▶ コンプライアンスギャップ分析 アドバイザリー アシュアランス 内部不正調査 リスク 不正対策 ▶ 訴訟および仲裁サポート ▶ 商標保護、偽造、流用、グレーマーケット クライアント リレーション シップ ビジネスおよびインダイレクトタックスサービス 事業および財務デューディリジェンス 商業およ ▶ 税務引当および税務会計計算 ▶市場および業界調査 タックス トランザクション ▶ 企業税務アドバイザリー ▶ 戦略評価の検証 ▶ 所得税コンプライアンス ▶企業戦略評価 ▶ 関税および国際貿易アドバイザリー 持続可能利益の評価 国際税務 トランザクション インテグレーション ▶ 付加価値税(VAT)・売上税アドバイザリーお サービス ▶ 主要なレベニューおよびコストドライバーの分 よびコンプライアンス ヒューマン ベリュエーション キャピタル トランザクション インテグレーション 国際税務サービス ヒューマン キャピタル ▶ シナジー分析および投資要件 ▶ クロスボーダー法人税アドバイザリー ▶ グローバルモビリティタックス 予測の影響の評価 バリュエーション および運営管理サービス ▶ 移転価格ドキュメンテーションおよび ▶ 事業統合、リスク、解決戦略の評価 ▶ 企業・事業価値評価サービス アドバイザリー ▶ グローバル株式報酬プランニン ▶ 有形・無形資産評価サービス グおよびコンプライアンス ▶ サプライ/ディストリビューション ▶ 価値増幅・希薄化分析 ▶ パフォーマンス アンドリワード チェーンアドバイザリー